

更生保護 つちうら

第81号

発行者
土浦地区保護司会



霞ヶ浦八景「大岩田暮雪」
降っている最中、遠景は望めない雪の日。
備前川河口で。右は水郷公園。

撮影場所：土浦市
撮影者：土浦市文化財愛護の会写真部
関 郷氏

霞ヶ浦

○舟運の発達

1654年、利根川東遷事業が完成すると、霞ヶ浦・銚子から利根川・関宿・江戸川を経由し、江戸へと至る水運の大動脈が開かれました。これにより、関東地方の農村で生産された物資が船で運ばれ、百万都市の江戸を支えていきました。江戸で消費される米、味噌、醤油、薪、炭などが、利根川や霞ヶ浦の沿岸から船で運ばれました。江戸の人々の生活を支えていたのは関東地方の農村でした。逆に船によって、江戸文化とか、粋に代表される江戸っ子の流行なども関東地方の農村に広がっていきました。

霞ヶ浦に注ぐ恋瀬川・桜川・小野川や、北浦に注ぐ巴川、利根川に入る鬼怒川・小貝川などは、全て江戸に通じていて、舟運が盛んに行われていました。重い貨物や大量の輸送は舟運に頼らざるを得ず、水深のある広い河川では数百石積みの高瀬船が荷物を運び、小河川や堀割では茶船や舂などの小船に積み替えて目的地へ送られました。江戸時代の交通・物流は、「人は陸の上を歩いて移動し、物は水の上を船で運ぶ」のが大原則でした。

舟運の発達と共に各河川筋に河岸（川の港町）が開かれ、栄えました。土浦には、川口川の川口河岸（現在のモール505付近）と手野河岸の二つの河岸がありました。川口河岸は、1727年に土屋藩の援助により築造された河岸で、米、雑穀、醤油などを江戸に、塩、酒、小間物、呉服などを帰り荷とする高瀬船の出入りで賑わっていました。

この頃、思いつく「夏」

土浦地区保護司会会長 石毛 一美

五月の中・下旬から気温がグングン上昇しました。七月に入ると気温は更に上昇一途。これまで、土浦市がテレビの気象予報で気温が高い「まち」として紹介されることは無かった気がしますが、土浦の気温がコンスタントに38度前後で推移したこともあり、暑い町の一員として登場するようになりました。

メディアを通して土浦市の知名度が高まることは、気候変動の贈り物の一つとして有難いような気もしますが、「住んでよかった」これからも住み続けたいまち 土浦」のキャッチフレーズと暑さとの整合を上手に図って欲しいと思います。「水郷筑波」、「湖畔のまち」です。

ところで土浦市をはじめ全国各地で高温化が常態化しているということは、何か原因や理由があるのでしょうか。

稲作が盛んな頃はちょうど今頃、水田の水のおかげで、真夏でも外気温が比較的低く抑えられていました。水田は天然のクーラーでした。

もちろん気温上昇には様々な原因や理由が考えられますから、水田が減り、耕作放棄地が劇的に増えたからとか、そんな単純な話ではなく、社会・経済・人口構造や環境などの急激な変化、あるいは科学の進歩と化学技術の問題といった総合的な事象と思われます。加えて山林はどうか。自然発火でも人為的

にでも山火事が起これば、生き物の生態系を一挙に破壊してしまいます。また動物の食料になる森林のナラやブナなどの実が不作の場合には、クマをはじめ諸動物が生き延びるため、動物同士の争いが始まり、やがて町（人間社会）に降りてくることは想像できる話です。するとどうでしょう。クマは人間が怖いという学習をしている訳でもなく、ただエサ取りをするだけなのに、それを人間が邪魔をする、奪われると勘違いして襲ってくる。最近よく言われるのが、人間を襲った動物が人間の体（肉）の味を覚えた、学習したとする。すると私たちの平穏な社会生活は侵され、由々しき問題に発展するという話。

人間社会が脅かされるという話ですから、人間は絶対にその動物を許すわけにはいきません。人間が自然界に君臨しているのは武器（道具）を所持すること、そして扱うことができるからであり、滅多なことで負けることはないとは思いますが、種の保存とかDNAを賭けた戦いは想像を絶するかもしれません。

今度は水の問題はどうでしょうか。北極、南極の水が融けだすと、海水面が高くなり島嶼国のほとんどは海中に沈んでしまうと言われています。日本でも既に多くの砂浜が消えています。つづつあります。あまりいい話ではありません。それでも水は空気と同様、私たちには欠かせません。

子どもたちが大きな器を抱えて坂道を下って水汲みに行く。大地はいたとところ茶褐色です。水の入った、重い器を抱えて帰途に着

く。愛する家族、そしてやせ細った乳児、自分の弟と妹が自分の帰りを待っています。だから歯を食いしばって坂道を上り、帰りを急ぐのです。これを毎日のように繰り返す。

ユニセフや国境なき医師団などのコミッションを見てみると、自分の無力が情けなくなり、おもわず涙がこぼれてしまいます

他方、お金があり過ぎて宇宙飛行をした実業家がいたようですが、世界には大勢、苦しんでいる人たちが喘ぎながら生きています。川や湖が干上がり砂漠化した土地を宇宙から見ただけでしょうか。それとも美しく青い地球に感嘆の声を張り上げただけなのか。宇宙旅行で名実ともに自分は超一流になったと思うのなら、今度はお返しで地球を救ってくれな

いだろうか。夏は子どもの頃から暑かった。大人になると更に暑くなり、前期高齢者になると超がつくほど暑くなりました。

後期高齢者になると、暑いのか寒いのか区別さえつかなくなると言われていますが、それがなんとなく分かる歳になってしまいました。

七月生まれの私は、夏が好きです。少なくとも嫌いではありません。ただ子供だった頃の夏色と今の夏色は同じではない、そう思います。地球温暖化というジリジリした夏、そんな夏ではなく、サラサラとした夏には、もう戻れないものなのか。そう思うこの頃、稲田を渡る風が恋しくなります。

令和6年度

第1期地域別定例研修会

期 日 令和6年6月6日(木)

場 所 かすみがうら市あじさい館

テ ー マ 「改正更生保護法について」

― 地域援助と被害者施策を中心に ―

参加者 47名

講 師 泉谷 淳 主任官

犯罪予防部、研修部からの諸連絡の後、大森雅之総務部長より、5月25日付で補任された、6名の新任保護司の紹介がなされ、出席された5名の方々からご挨拶をいただきました。

次いで、瀧ヶ崎孝子研修部長の司会で開会し、佐野欣一副会長の挨拶に続いて研修に移りました。



新任保護司の方々

1 研修のねらい

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法の一部が令和5年12月から施行されました。

これに伴い、再犯防止対策においては、「息の長い」社会復帰支援の推進が重要課題とされており、今般の法改正においても、そ

の趣旨を踏まえた各種規程が設けられました。

そこで、今回の研修では、改正更生保護法の概要や保護観察等の改正された点について、特に地域援助と被害者施策を中心に理解を深めることを目的として実施されました。

2 講義

改正のあらまし

①勾留中の被疑者に対する生活環境の調整
勾留中の被疑者について、「釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる」とするもので、刑事処分が決まる前の段階から、保護観察所が被疑者の更生に向けた生活環境の調整などに関与しやすくなりました。

②更生緊急保護制度の拡充

更生緊急保護とは、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人が、親族や公的サービスなどによる自立更生に必要な援助や保護を得ることができず、生活困窮などにより出所後の生活や更生に支障がある場合に、本人からの申出に基づき実施される、保護観察所長による緊急的な保護措置です。今回の改正で、対象の拡大（「処分保留で釈放された者」が対象に追加）と期間の延長（6月から最長2年に）が図られました。

「更生保護に関する地域援助」について

犯罪を犯した人等に対する息の長い支援を確保するためには、保護観察所が自ら必要な援助を行うとともに、地域の支援に円滑に繋ぐことが求められます。そのため、観察所と地域との連携体制（地域支援ネットワーク）の構築が必要です。さらに地域住民、関係機関等からの相談に応じ、必要な援助を行うこ

とを保護観察所の本来業務として位置付け、更生保護団体、関係機関等との緊密な連携を構築していくことが銘記されました。

「被害者の思いに応える更生保護の取組」について

保護観察対象者等に犯した罪の責任を自覚させ、被害を与えたことに向き合わせることは、処遇上重要な意義を持ち、処遇等を通じて被害者等の思いに適切に対応することは、更生保護が地域社会の理解・信頼を得ていく上でも極めて重要です。令和5年12月の改正更生保護法施行後は、法の規定により取り得るあらゆる措置において、被害者等の心情等を十分に考慮することが求められるようになりました。改正の内容としては、一般遵守事項に「被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況について申告等を行うこと」が加えられました。また、指導監督の方法にも、「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること」が加えられました。

3 その他

刑事訴訟法等が改正され、令和6年2月15日から犯罪被害者等の氏名や住所等の情報を秘匿する制度（個人特定事項秘匿制度）が始まりました。これは、「加害者が、裁判等の手続きを通じて、犯罪被害者等の氏名等を知ってしまう」ことを防ぐ制度で、犯罪被害者等の住所などの情報が、対象者やその家族・引受人に伝わることをないよう、配慮が必要です。最後に個人情報保護・情報セキュリティ確保についての注意がなされ、閉会となりました。

第74回「社会を明るくする運動」

1 土浦市推進委員会

期 日 令和6年5月29日(水)
場 所 霞ヶ浦環境科学センター
参加者 49名



メッセージ伝達

委員会は定刻13時30分に、土浦地区保護司会三浦由美子犯罪予防部長の司会で始まりました。最初に石毛一美土浦地区保護司会会長から安藤真理子土浦市長(「社会を明るくする運動」土浦市推進委員会委員長)に内閣総理大臣メッセージが伝達されました。次いで安藤市長より挨拶を頂戴し、議事に入りました。公開講演会等、令和5年度事業報告に続き、令和5年度決算報告、会計監査報告、令和6年度事業計画案、予算案の審議がなされ、原案通り承認されました。

最後に土浦警察署松代栄一署長の講話を拝聴しました。松代署長は土浦署管内の現況を説明された後に、SNSによる投資詐欺等への注意を呼び掛けられました。



松代栄一土浦警察署長

2 かすみがうら市推進委員会

期 日 令和6年6月19日(水)
場 所 かすみがうら市役所

会は宮嶋市長の挨拶の後、議事に入り、提出議案全てが承認されました。次いで更生保護事業を取り巻く種々の問題・課題についての意見交換がなされました。特に保護司の方々からは、団塊の世代の退任に加え、大津での事件を考えると、保護司の確保が喫緊の課題であるとの意見が出されました。最後に、再犯防止、立ち直りを見守る社会の実現のための誓いを新たに、閉会となりました。

3 街頭広報活動

土浦市推進委員会では、7月1日(月)午前7時30分から土浦駅・荒川沖駅・神立駅で、街頭広報活動を実施しました。土浦駅では保護司会・更生保護女性会等の方々が、東口コンコースやペDESTリアンデッキで通勤・通学の方々に「社会を明るくする運動」のロゴマークの入ったバンドエイドをお配りし、更生保護活動の啓発と運動への協力呼びかけました。あいにくの強風雨に加え、熱中症警戒アラートも発令されていました。皆さんの元気な声が駅前に響いていました。

荒川沖駅・神立駅では駅上連絡通路で、広報活動を行いました。乗車を急ぐ通勤通学の方々が、わざわざ足を止めて、配布物を受け取って下さいました。

かすみがうら市推進委員会では、7月3日(水)午後4時から千代田ショッピングセンターで買い物客の皆さんに呼び掛けを行いました。まだ日中の暑さが残る中でしたが、宮嶋市長も参加され、委員の方々と共に、笑顔で呼びかけを続けられました。

4 地区別ミニ集会の開催について

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間に当たり、各中学校単位の地域ごとに「ミニ集会」開かれました。

ミニ集会は、社会を明るくする運動への理解を深めてもらうことを目的に、各中学校区ごとに担当保護司が、社会を明るくする運動の趣旨を説明するものです。また、安心安全な街作りのために、講話などの啓発活動が実施され、それを受けて参加者による現状報告や意見交換が行われています。

7月1日(月) 三・四・五中地区
7月3日(水) 一・六中地区
7月4日(木) 二・都和中地区
一中地区では、地区長、民生委員、学校・PTA関係者、青少年相談員、更生保護女性会、保護司会等の関係者が一中地区公民館に参集し、定刻10時に開会しました。

最初に佐野欣一土浦地区保護司会副会長から「社会を明るくする運動」の趣旨説明がなされ、続いて土浦警察署廣瀬正幸生活安全課長から講話を頂戴いたしました。続いて、土浦一中、土浦小、土浦二小の先生方からの学校内の状況報告、地区長・民生委員の方の地区内の状況報告、保護司から地区内の保護観察状況報告がなされました。最後に、犯罪や非行の防止、更生を支える「地域の力」として、どのようなことができるか、意見交換がなされました。

新治中地区では、7月1日(月)に新治学園義務教育学校で「薬物乱用防止教室」が開催され、タバコやアルコール、薬物の有害性・危険性について学びを深めてもらいました。

令和6年度 日帰り視察研修

期 日 令和6年7月10日(水)
場 所 有光苑・水戸刑務所
参加者 30名

有光苑

土浦駅東口を8時15分に出発したバスは10時前に、ひたちなか市市毛にある有光苑に到着しました。苑では、施設長の藤枝貞幸氏が、種々説明してくれました。

「更生保護法人有光苑」は1899「明治32」年に「茨城県保護会」として創設されました。1939「昭和14」年、水戸市三の丸に「水戸保護会」として独立しましたが、1945「昭和20」年の戦災により全焼。1949「昭和24」年、水戸少年刑務所(現水戸刑務所)の敷地を借り、木造平屋一棟を建て、名称も「水戸更生保護会」と改めました。1956「昭和31」年、組織を財団法人とし、1996「平成8」年、更生保護事業法施行により「更生保護法人有光苑」に組織変更をしました。

有光苑は更生保護施設で、矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられる恐れがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事、医療を提供する民間の施設です。

収容人員は20人(男子成人16人、男子青少年4人)で、施設長も含め6名の常駐職員が、家族との調整を図るなどの措置を行い、

自立に向けた助言を与えるなど、本人が一日も早く健全な社会生活を営めるように支援をしています。

苑では施設長を除く常駐職員1名が、夜間も勤務しています。少ない人員、限られた予算のなかで、立ち直り支援に当たる職員の方々の苦勞と献身に頭が下がりました。

水戸刑務所

那珂湊おさかな市場の森田水産で、地魚を中心とした海鮮丼に舌鼓を打った後、午後1時、ひたちなか市市毛に戻り、有光苑に隣接する水戸刑務所を訪れました。所では法務事務官看守長の宮尾太郎氏が案内・説明してくれました。



有光苑

水戸刑務所は

1871「明治4」年に旧水戸藩の徒刑場を引き継いで開かれ、

1880「明治13」年に「茨城県監獄本署」となり、その後、1922「大正11」年、「水戸刑務所」と改称され、1945「昭和20」年に現在地



水戸刑務所

に移転しました。翌1946「昭和21」年、「水戸少年刑務所」と改称されましたが、2008「平成20」年、収容区分変更に伴い、再び「水戸刑務所」と称するようになりました。

水戸刑務所は、法務省矯正局の東京矯正管区に属する刑務所で、下部機関として水戸拘置支所、土浦拘置支所、下妻拘置支所の3ヶ所の支所を持っています。

水戸刑務所には、犯罪傾向の進んだ成人男子受刑者で刑期10年未満の者が収容されています。個々の受刑者ごとに「処遇要領」が定められ、それに従って矯正指導として作業、改善指導、教科指導が行われています。

受刑者の義務となつていて刑務作業では、木工、洋裁、金属、その他の4つの業種が行われており、本人に適した作業に就業させて、作業を通じて勤勞意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を修得させています。

木工では地元で伝統ある工芸品の獅子頭等を製作し、地域社会の活性化にも貢献しています。同製品を製作することで就業者が専門性の高い木工職人としての技能や知識を修得できるように指導しています。

獅子頭の出来映えには、驚くばかりでした。専門の職人にも引けを取りません。職員の方々の支援の厚さも窺えます。出所後、こうした技術が生かされることを願いながら、研修を終えました。

(研修部)



獅子頭

泉谷 淳主任官に聞く

令和6年5月24日(金)、広報部松井泰寿がサポートセンターでお話を伺いました。



1 生い立ち

姓は泉谷(いずみたに)です。西日本では一般的なのですが、歌手の「泉谷(いずみや)しげる」が、あまりにも有名で、よく間違えられています。

出身は広島県廿日市(はつかいち)市です。読みづらい地名ということもあって、廿日市(はつかいち)ではなく、廿日市(あまかいち)とよく間違われ、亡き祖母からの年賀状も、毎年「広島県廿日市」となっていました。廿日市市は、広島県の西部に位置し、北は島根県と山県郡、東は広島市、西は山口県に接し、南は瀬戸内海に面しています。広島市の中心部までJR山陽本線で20分。広島電鉄宮島線も走り、沿岸部を山陽自動車道、内陸部を中国自動車道が通っています。市域には日本三景の一つである「安芸の宮島」も含まれています。宮島の厳島神社には、宗像三女神が祀られており、平家一門の信仰を集めたことでも知られています。すべての建造物が国宝と重要文化財に指定され、特に海のなかに立つ朱色の大鳥居は宮島のシンボルとなっています。1996「平成8」年には、ユネスコの世界文化遺産に登録されました。生まれも育ちも広島ですので、もちろん広

島カープファンです。子供の頃は、両親によく球場に連れて行ってもらいました。まだ広島市民球場の時代で、父親の勤務先の会社に割り当てられたチケットを会社が買い上げて、社員に配ってくれていたのです。カープは球団発足時から、地元の人たちが支えてきた球団でした。広島の人たちは今でも、その思いに変わりはありません。

好きな選手は緒方孝市選手。走攻守揃った名選手でした。投手では川口和久投手。巨人の横原寛己投手との投げ合いは、今でも思い出します。関東では、カープファンが少なく、肩身が狭いのですが、広島の実家に帰った時には、マツダスタジアムに足を運んで、思い切り応援したいと思っています。

高校、大学とも地元の学校に進みました。高校の部活動はバトミントンで、夏合宿は宮島の体育施設を借りて実施しました。体力トレーニングなのか、よく弥山(みせん)に登られました。弥山は宮島にそびえる山で、海拔535m、古来より信仰の対象とされてきました。平安時代の806「大同元」年に、空海(弘法大師)が弥山を開山し、真言密教の修験道場にしたとされており、山中には、空海が護摩行をした火を絶やさず燃やし続けているという「消えずの靈火堂」など、「弥山七不思議」の伝承が伝わっています。頂上には「宮島弥山展望休憩所」があり、初代内閣総理大臣伊藤博文は「日本三景の一の真価は頂上の眺めにあり」と絶賛したと云います。宮島ロープウェーで気軽に山頂近くまで登ることができまので、厳島神社に詣でた際には、弥山山頂の絶景もぜひご覧になって下さい。

大学は法学部で法律、政治を専攻しました。大学進学時に、はっきりとした目標があったわけではありませんし、将来のことも考えてはいませんでした。ただ、姉が文学部で英文を専攻し、就活で苦勞をしていたので、法学部なら就職に有利だろうといったくらいの考えで、決めたと思います。その法学部の功徳だったのでしょうか、就職氷河期の時代で紆余曲折はありましたが、公務員試験を受け、広島法務局に採用となり、初任地として鳥取地方法務局へ配属となりました。

法務局の窓口には、法律の専門家である弁護士さんや司法書士さんから、何も分からない一般の方々まで、多種多様な人が相続、登記など、様々な相談に訪れます。そうした方々の声を聞き、一人一人に対応してきた経験が、観察官の仕事に役立っています。

2 保護観察官に

法務局で平穩に7年ほど勤務した後、30代前半の頃、当時の直属上司や幹部の方々の推薦等もあって、保護観察官に転じました。保護観察官としての「志」というものは、転籍のお話をいただいた当初は、正直なかったかもしれません。この仕事へ導いてくれた上司の方や、お世話になった方々との出会いやご縁がなければ、今の自分はなかったと思います。

観察官の初任地は広島で、その後、『伊勢物語』の「東下り」ではありませんが、逢坂の関を越えて駿河静岡、遠州浜松(静岡保護観察所浜松駐在官事務所)、さらに箱根の関も越えて下総千葉、常州水戸まで来ました。常陸国は古代律令制国家が定めた「東海道」

の終点ですから、勿来の関や白河の関を越えることはないと思います。

水戸へは船橋からJRで通っています。船橋(総武線各停)西船橋(武蔵野線)新松戸(常磐線各停)柏(常磐線快速)水戸のルートで片道約1時間40分の遠距離通勤です。

関東に来て一番驚いたことは、鉄道の違いです。鳥取市にはJR山陰本線と因美線の2路線しかなく、いずれも単線非電化で、本数も1時間に1本あるかないか、それも短い編成の列車です。それでも通勤通学の時間帯以外、乗客もまばらでした。ところが、船橋市には、JRが中央・総武緩行線、総武快速線、京葉線、武蔵野線の4路線、私鉄が東京メトロ東西線、東葉高速鉄道東葉高速線、京成電鉄本線、新京成電鉄新京成線、北総鉄道北総線、東武鉄道野田線(東武アーバンパークライン)の6路線があり、すべて複線電化です。列車本数も多く、武蔵野線は、朝の通勤ラッシュ時には4分間隔で電車がやって来ます。編成も長く、日中でも乗客がかなり乗っています。

定期券も鳥取ではみどりの窓口で購入していましたが、千葉で窓口を探し回ったことを同僚に話したら、「多機能自動券売機で買えるよ。」と、当たり前のように言われました。地方と中央との格差を実感しています。

3 就労支援

静岡では「静岡勧善会」をはじめ、更生保護施設を担当させていただき、主に居所支援や就労支援を担当してきました。「静岡勧善会」の前身は、1888「明治21」年に金原

明善や川村矯一郎らによって設立された静岡県出獄人保護会社で、日本で最初に更生保護事業を担い、現在の保護司制度の原点ともなった会社です。その歴史と金原や川村たちの精神を学び得たことは、仕事や人生の大きな財産になっています。

その後、浜松、千葉、水戸と、異動し、主に就労・居所支援を担当してきましたが、就労支援には2つの場合があります。一つは、とりあえず居所と職を確保しなければならぬ場合です。保護観察中ですから、居所の確保は大前提ですし、とりあえず食べて行くには、対象者の望まない仕事でも、辛抱して働いてもらわなければなりません。不満をかかえた対象者を支えていく難しさがあります。

もう一つは、本人の希望や適性を考えて、3、4年先の自立を見越した支援です。こちらは、本人のやる気を引き出し、持続させるのがポイントになると思います。

就労支援で難しいのは、対象者の希望と支援のズレです。こちらが何とか定職に就かせたいと支援していても、「ホームレスのほうがいいよ。」と言われたら、保護観察中は説得もできませんが、保護観察が終了したら何も言うことはできません。

また、地方と中央とでは求人の数に大きな違いがあります。千葉では、対象者がほとんど自分で職を見つけてきていました。茨城も求人数は多いと思います。しかし、鳥取など地方に行けば行くほど、求人数は少なくなります。そもそも雇用を生み出す企業がないのです。こうしたところにも地域格差の問題が現れています。

4 保護観察官として

保護観察官の仕事は、時と場合によって、相手方の人生を左右する可能性もあり、その職責は重いと自覚しています。また、観察官として「できること」は限られており、支援者の希望するニーズ、例えば「支援者がして欲しいこと」に対して、全てには対応できない、もしくは支援できない場合があることも事実です。さらに支援者一人一人が、年齢や生い立ち、そのライフスタイルなど様々です。そのため、観察官としての「明確な在り方」、いわゆる、答えのようなものはないと思うので、日々の業務を誠実に全うすることを心がけています。支援者との「一期一会」を大切に、面接ではその言葉に耳を傾け、その意図や思いを理解するように心がけています。難しい仕事ですが、支援者から「ありがとう」と言われた時や、支援者が自立できた時は、やって良かったと嬉しくなります。

保護司の方々は、以前に比べて、仕事をされている方や親の介護をされている方など、多忙で時間に余裕の無い方が増えています。健康面や日々の生活など、無理のない範囲で保護司活動に従事していただきたいと思っています。

茨城県は海と山の幸が豊富な県なので、水戸観察所に在籍している間に、海鮮やあんこう、栗、蓮根など、名産を味わっておきたいと思っていますが、何しろ遠距離通勤の身です。残念ながらもまだ実現していません。食歩歩きも兼ねて、日立、ひたちなか、大洗近辺を巡ってみたいと思っています。

令和5年度
賛助会員募集状況について

更生保護は、罪をつぐない、再出発しようとする人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行を犯すことを防ごうとする活動です。社会の一員として立ち直るためには、本人の強い意志はもちろんですが、地域社会の理解と協力が不可欠です。

更生保護では、立ち直りを助けるため、保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等の多くの民間人・団体が国に協力して様々な活動をしています。

更生保護協会は、これらの民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行うとともに、全国各地において活動している約25万人に及ぶ更生保護ボランティアを支援しています。また、ボランティアと協力して犯罪や非行のない社会の実現に取り組んでいます。

令和5年度、土浦保護区におきましては、多数の皆様のご支援・ご協力をいただきました。ありがとうございます。

賛助会員

- (株)紫雲堂 (代) 塚田 愛子様
(有)小勝電機商会 取締役 小勝 博司様
松井 幹美様
ひたち野総合 税理士法人 様

- (宗)善應寺 代表役員 石毛 一美様
宮本 政子様
大越 真樹様
塚本 哲治様
海老原英夫様
高野 竜也様
土浦南ロータリークラブ 様
雅電設(株) (代) 塚崎 雅之様
井坂 雄祐様
湯原 豊様
(株)ユハラ (代) 小勝 貞郎様
三和工事(株) (代) 金井 義光様
生運運送(株) (代) 生運 一志様
来栖運送(株) (代) 来栖 孝様
(有)大山商事 (代) 大山 保教様
(社福) あさひ会 矢口 令子様
宮崎クリニック (代) 完賀 裕子様
宮崎 三弘様
森川 晃様
神宮寺 上谷 一徳様
田崎 秀明様
照沼 隆興様
円明院 高野 淑美様
(医)社団道淑会 理事長 高野 淑美様
(株)イズミヤ (代) 和泉 宏弥様
宗法雲寺 渡邊 正俊様
(株)いはり造園 野口 敬一様
浄土宗 根本 健司様

- 浄真寺 住職 福永 龍弘様
荒川沖ハイヤー(株) (代) 豊嶋 一男様
宝積寺 瀧ヶ崎洋之様
(社福) 川惣会 理事長 川俣 宗則様
水郷つくば農業協同組合 代表理事組合長 池田 正様
水戸信用金庫つくば支店 支店長 稲葉 裕二様
(社福) 欣水会 理事長 佐野 欣一様
(社福) めぐみ愛育会 理事長 佐野 欣一様
(株)齊藤建設 (代) 齊藤 実様
(株)三協精機 (代) 酒井 英一様
水戸信用金庫土浦支店 支店長 沼田 孝志様
(有)ヤマダイ商事 (代) 塚原 順子様
大聖寺 住職 小林 隆成様
(医)社団 筑波東病院 横山治夕生様
(株)ハシモト (代) 橋本信一郎様
岡野屋種苗(有) (代) 岡野 良男様
(株)桂不動産 (代) 渡辺 宗明様
仏照寺 住職 鴨崎 和浩様
山本嘉代子様
出沼 正美様
(株)大参商店 (代) 大曾根隆司様
厚仁堂薬局 陣内 秀喜様

退任挨拶 (令和6年5月24日付)

鈴木徳次郎

(土浦六中地区)

保護司になって15年以上が過ぎ、退職の運びとなりました。

保護司になった頃は何も分からず、犯罪や非行を犯した人と、どのように接していったら良いのか複雑な思いでした。

何人かの対象者と面接をしていて見えてきた思いがあります。一人一人の人生が見えてきたのです。どこかで、人生が変わってしまっただ。そうせざるを得なかった生き方をしてきたのでしょうか。「本当は、みんな優しい人なんだ。優しい心の持ち主なんだ。」と、そう思うようになりました。

対象者と共に、同じ思いで話し合おう。そんな心を持って面接してきた数年間、対象者には伝わったのだろうか。よく分かりませんが、今は、保護司になって良かったと思っています。

保護司の仕事は、私の人生観を変えてくれました。ありがとうございます。

新任挨拶 (令和6年5月25日付)

塚原 圭一

(土浦三中地区)



令和6年5月25日付で保護司を拝命致しました。

今回、地域で大変お世話になっている区長さんよりお声をかけて頂き、保護司を引き受けさせていただきますでしたが、実際のところ保護司の

活動について何一つ理解しておらず、自分に何が出来るか本当に不安なスタートでした。

その不安に追い打ちを掛ける様に、5月下旬に滋賀県大津市で、保護観察中の男に保護司が殺害される事件が発生しました。

その様な不安を抱えながら参加した新任保護司研修や日帰り視察研修に於いて、先輩方の話を伺うにつれ、犯罪や非行をしてしまった人達の社会復帰を手助け出来るのは、保護司であり、また地域の人々の理解と協力が不可欠であることを再認識致しました。

今後、土浦地区保護司会の諸先輩方にご指導を賜り、少しでもお役に立てる様、努力してまいりますので、宜しくお願い致します。

新任挨拶 (令和6年5月25日付)

福島 新樹

(土浦三中地区)



退職して5年、突然、保護司である地域の

大先輩から保護司へのお誘いを受けました。まだ退職後再就職で働く自分にとって重い役割だと感じ、とても即答できるものではありませんでした。しかし、保護司としての役割や遣り甲斐、保護司の充足率の現状など、熱く語る先輩の言葉に、いつしか、今度は自分に社会へ貢献する役割が回ってきたのだ、と考えるようになり、お引き受けすることにいたしました。

教職時代、問題行動や悩みを抱えた子ども達と向き合ってきた日々が、今では懐かしく思

い出されます。その多くは、家庭環境や人間関係、地域の問題に起因していたものが殆どであったように思います。社会に出てからの非行や犯罪も、その背景にあるものをよく読み取らなければ、寄り添うことなど、とても難しいのではないかと思います。自分に何が出来るかわかりませんが、諸先輩方のご指導を仰ぎながら努める所存です。

新任挨拶 (令和6年5月25日付)

岩田 敏

(土浦六中地区)



昨年8月末、約40年勤めた会社をリタイアしました。山口県の研究所属から始まり、各地に赴任し、最後は一番長く勤めたここ茨城で定年を迎えることとなりました。

その間、地域の活動として土浦六中のPTA会長、土浦一高のPTA役員等を務めさせて頂きました。現在は地区町会の役員5年目です。

この度、六中PTAで共に作業クラブを立ち上げて以来、親しくして頂いているベテラン保護司の方からお声掛け頂き、更生保護の活動に参加させて頂くこととなりました。自信は全くありませんが、保護司の仕事を通して日々精進し、お役に立てるよう努力する所存です。

昨今、犯罪予防活動は原因論から機会論へと転換しています。現状を踏まえ、住まいと子供の安全確保等、自主的な活動を行っていきたいと存じます。

新任挨拶(令和6年5月25日付)



桜井 健一
(下稲吉中地区)

私は、地域活動として長年にわたり夏祭り

に参加し、現在は地元神社の総代長を務めさせていただいております。この活動を通じて、小学生だった子供たちが成長し、思春期には髪を染めたり、大きな音のバイクに乗ったりといった経験を経て、大人になり、結婚して親となり、再び自分の子供を連れてお祭りに戻ってくる姿を目にする事が出来ました。

このような私に、いつも相談に乗っていただいている先輩から、「保護司をやってみないか!」とのお話をいただきました。家族とも話し合い、悩んだ末に、この大切な役割をお引き受けする事に決めました。

保護司の役割は、人の人生に寄り添う非常に重要な役目だと思います。未熟な私ではありますが、この貴重な機会を設けてくださった先輩保護司の皆様のご指導のもと、しっかりと学び、努めてまいりたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

新任挨拶(令和6年5月25日付)



井出 有史
(千代田中地区)

この度、保護司を拝命することになり、新たな形で地域との

関わりを持たせていただけるご縁に感謝申し上げます。

これまで、仏教寺院の僧侶として地域との関わりを重んじながら活動をしてきましたが、地域社会の希薄化を目の当たりにし、様々な分野において担い手不足が生じているのを痛感しております。

これから地域の人口が益々減少していく時代において、地域を支える活動が何より大切になつていくことと思われます。助け合いの精神が暖かい心を育み、住み良い安心できる地域社会になると信じております。

私一人にできることには限りがあり、まだまだ学ぶことも多い身ですが、少しでも地域のために貢献していければと思っております。

諸先輩の皆様方にはご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

新任挨拶(令和6年5月25日付)



下平 恵子
(霞ヶ浦中地区)

更生保護女性会でお世話になつている先輩

保護司の方から声がかかり、令和6年5月25日付で保護司を拝命しました。

保護司に対し不安ばかりでした。こんな若輩者の私が受けて良いのだろうか。犯罪や非行を行ってしまった人の話が平靜な気持ちで聞けるのか、悶々とする中、かすみがうら市保護司新旧懇談会を先輩方が開いて下さいました。先輩方は私達新人が抱えている不安、緊張を二つ三つ丁寧に解きほぐしてくれ、とても勉強になりました。

頑張りが過ぎず、自然体で、私らしく包み込む様な温かさで、苦しんでいる方に向き合っていきたいと思ひます。

あとかき

▼10月には稲刈りもすっかり終わり、新米が出回り始めますが、お米への思い入れは、品種改良を重ねてきた生産者だけでなく、消費者にもあります。▼その一例が「飯の友」です。梅干し・佃煮・納豆・明太子等々、ごはんの友とも言います。「ご当地ごはんの友選手権」等も開催されておき、卵かけご飯や食べるラー油等がブームになったことから、これがあれば何杯でもご飯が食べられるという「飯の友」を皆さん方もそれぞれお持ちだと思ひます。▼北海道の友人のお勧めが「バター+醤油」、北海道では定番だとのこと。焼き海苔を乗せるとさらに美味しいとの言でしたが、聞いただけで胸やけがします。▼食の好みは、人それぞれですから、その優秀には拘泥しませんが、私の飯の友No.1は、迷わず「納豆」。毎日食べても飽きることはありません。▼学生の頃、関西では納豆はあまり見かけませんでした。福岡出身の友達は、納豆を前にどのような食べたらよいか首を捻っていました。なかには「腐っている」と叫んだ奴もいました。たしかに発酵食品ですから「腐っている」には違いないのですが、その臭いでとても食べたモノではないと思つたようです。「こんな臭かもん、食えん」と、放り出しましたので、有り難く頂戴しましたが、芋焼酎を平気で飲んでる奴が、なぜ納豆がだめなのかと不思議に思ひました。▼「納豆+からし」「納豆+ネギ」「納豆+大根おろし」等々、その食べ方のバリエーションは無限の可能性を秘めています。その他、納豆の美味しい食べ方をご存知の方は、ぜひご教示下さい。

(松井泰寿)